

岐阜市立女子短期大学受託研究取扱規程実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、受託研究取扱規程（平成元年6月23日決裁。以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、岐阜市立女子短期大学（以下「短大」という。）における受託研究の実施につき、必要な事項を定めるものとする。

(受入手続)

第2条 受託研究の申込みをしようとする者（以下「受託研究申込者」という。）は、規程第6条に規定する受託研究申込書（別紙様式第1号）を短大事務局総務管理課に提出するものとする。

2 前項の申込みがあったときは、短大事務局総務管理課長（以下「総務管理課長」という。）は、規程第8条第2項に規定する受託研究受入通知・契約通知何書及び通知書（別紙様式第2号）により学長の承認を得るものとする。

3 学長の承認があったときは、総務管理課長は、受託研究申込者に対し、受託研究受入通知書により通知するとともに受託研究契約書を作成するものとする。

(受託研究費の納付)

第3条 総務管理課長は、受託研究契約を締結したときは、受託研究申込者に対して受託研究費の納入通知書を送付するものとする。

(交付申請)

第4条 受託研究担当者は、受託研究費の納入が確認された後、市長に交付申請を行うものとする。ただし、受託研究申込者が国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第2号に規定する民法第34条の法人又は公庫、公団等（以下「国等という。」）の場合は、国等が定める方法に準拠した個別の取扱いをすることができるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付額を決定し、受託研究交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第6条 市長は、前条の規定により交付決定を行った後、受託研究担当者から受託研究交付金交付請求書により交付金の請求があったとき、これを交付する。

(契約の解除及び変更)

第7条 受託研究担当者は、契約を解除し、又は契約内容等を変更することが適当であると認めるときは、学長に契約の解除又は変更を申請するものとする。

2 受託研究担当者は、受託研究交付金の交付を受けた後、前項の規定により交付金額の変更をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請された事項について交付決定事項の変更の必要があると認めた場合は、受託研究交付金変更交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付金の使途)

第8条 受託研究交付金は、交付決定を受けた研究に必要な経費以外に使用してはならない。

(収支簿等)

第9条 受託研究交付金の交付を受けた者は、受託研究交付金に関する帳簿を備えるほか、受領書等関係書類を整理保管しなければならない。

2 前項の帳簿及び受領書等関係書類は、研究年度終了後5年間保存しなければならない。

(受託研究完了の報告)

第10条 受託研究担当者は、受託研究が完了したときは、学長に報告の後、受託研究申込者に対し受託研究成果報告書を提出するものとする。

2 受託研究交付金の交付を受けた者は、交付金を受けた研究について年度経過後2月以内に受託研究交付金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(監査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、受託研究交付金の交付を受けた者に対し、その受託研究交付金の経理について監査し、報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による監査の結果、改善の必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる。

(交付決定の取消及び返還命令)

第12条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、受託研究交付金の交付の決定を取り消し、又は交付した研究交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)受託研究交付金による研究を中止した場合

(2)受託研究交付金による研究を遂行する見込みがなくなった場合

(3)受託研究交付金の交付を受けた者が、この要綱に定める規定に違反した場合

(設備等の寄付)

第13条 研究者が、当該研究費により設備、備品又は図書を購入したときは、備品類寄付申込書を添え、直ちに、短大に寄付しなければならない。

(間接経費)

第14条 間接経費は管理経費とし、人件費、光熱水費等に充てるものとする。ただし、必要があると認められる場合は、この限りでない。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。